

令和6年度監査基本計画

1 基本的考え方

地方公共団体が住民の信頼を得て行政運営を行うためには、予算執行の適正を確保することが大前提であり、執行機関の内部統制や公文書管理はもとより、情報公開制度、公益通報制度、住民の代表である議会や監査などのチェック機能が十分に働くことが必要である。

監査委員による監査は、外部監査人との連携の下、その機能を充実強化していくことが重要であるとともに、内部統制について、令和2年度から地方自治法に基づき整備された内部統制体制と監査委員の連携が求められている。

大阪府の財政は、景気の緩やかな回復を背景に、府税収入が堅調に推移するものの、義務的に負担する社会保障関係経費が増大し続けるなど、今後も多額の収支不足が生じる見込みである。また、物価上昇や賃上げなどが及ぼす影響や、海外経済等の動向による景気の下振れリスクがあることから、依然として予断を許さない状況である。

このような中、本年度の監査に当たっては、引き続き専門性と独立性を最大限に発揮しつつ、大阪府の行財政運営について、合規性だけでなく、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から実施し、大阪府の行財政改革と円滑な運営に貢献することを目指す。

以上を踏まえ、大阪府監査基準に基づき監査を実施する。なお、財務事務に係る監査については、知事の内部統制に関する基本方針にも留意して行う。

2 監査の取組方針

(1) リスクアプローチによる効率的・効果的な監査

大阪府の事務事業について、内在する課題や将来リスクなどを洗い出し、リスクが顕在化する可能性や顕在化した場合の影響の大きさなどを踏まえ、監査の着眼点等を具体的に示した「監査実施計画」を作成する。監査実施計画の内容は監査対象機関にあらかじめ通知するとともに、想定される重要なリスクに重点的にアプローチすることで、効率的・効果的な監査を実施する。

(2) 3Eの観点からの監査

最少の経費で最大の効果をもたらす行財政運営の視点に立ち、効果に照らして過大な経費を要している事務事業が存在しないか、事務事業の本来の目的・必要性が失われていないかなど、3Eの観点からの監査を実施する。

(3) 効率的・効果的な財務事務に係る合規性監査の実施

平成28年度から会計局による会計実地検査が充実強化されたこと、また、令和2年度から内部統制が実施されたことを踏まえ、重点的に監査を

行う項目を設定することにより、財務事務に係る合規性監査を効率的・効果的に実施する。

(4) 新公会計事務に係る監査

新公会計制度の目的である府民への説明責任、部局のマネジメントへの活用を適切に果たすには、財務諸表が作成基準等に基づき正確に作成されることが求められる。監査においては新公会計に係る事務の正確性を確認するとともに、検出した事項があれば、該当所属及び制度所管所属に通知し、正確さの徹底を促す。

(5) 監査結果のフォローアップの充実・強化

過去の監査委員監査の結果について、部局毎に、定期監査等においてフォローアップするとともに、「包括外部監査」の結果についても、同様にフォローアップすることにより、監査機能の充実・強化を図る。

(6) 内部統制評価報告書審査

知事が作成する内部統制評価報告書について、「大阪府内部統制評価報告書審査基準」及び「大阪府内部統制評価報告書審査実施要領」に基づき、知事による評価が適切に実施されているかについて審査する。

審査は、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料その他監査等によって得られた知見に基づき実施する。

3 本年度の監査の進め方

(1) 監査の事前準備（予備調査）

監査実施計画を作成するため、主に次の点に留意し、監査対象機関の事務事業に係る予備調査を行う。予備調査は、必要に応じて、監査対象機関に質問し、又は、既存資料等の提供を依頼する。

ア 過去の監査結果及び委員意見（以下「監査結果等」という。）

イ 措置状況

ウ 報道、議会での質疑、他団体の監査結果

エ 法令等の改廃や社会環境の変化

オ 主要事業（新規・継続）

(2) 監査実施計画の作成

監査実施計画は、本庁の各部局等及び本庁監査に合わせて監査を行う出先機関（以下「本庁等」という。）、年度後半に監査を実施する出先機関、財政的援助団体等の監査に関し、対象範囲、主な想定リスク（項目、着眼点等）、日程等を内容とするもので、想定リスクをもとに、担当監査委員（以下「担当委員」という。）の意見を踏まえて作成する。

(3) 事務局監査の実施

ア 行政監査等については、監査実施計画における「主な想定リスク（項目、着眼点等）」を中心にヒアリングを実施するとともに、その他の項目についても、必要に応じて質問し、書類の審査を行い、資料の提出を求める。

なお、本庁等においては、「主な想定リスク（項目、着眼点等）」等について、別途日程等を定めた「集中ヒアリング」を実施する。

イ 財務に係る監査については、会計実地検査や内部統制、事前調査によるリスク評価を踏まえ、重点項目テーマを設定し、対象所属毎に実施する。

ウ 事務局職員（監査法人等を含む。以下同じ。）による実地監査（以下「事務局監査」という。）の前に、監査対象機関に対し事務概要書等資料の提出を求める。

エ 事務局監査の日程は、監査対象機関と協議のうえで定める。

オ 「集中ヒアリング」を実施する項目においては1週間前までに、その他の項目については必要に応じて、質問書（事務局監査の当日に質問する事項や提供を求める資料を記載）を送付する。なお、質問書に記載された事項以外についても質問し、書類の審査を行い、資料の提出を求めることがある。

カ 事務局監査の実施日以降においても、事実確認等のため必要がある場合は、監査対象機関に対する質問、実地での確認、資料の提供を求める。

(4) 担当委員による聴取等の実施

本庁等の委員聴取並びに出先機関及び財政的援助団体等の委員による現地調査については、担当委員が事務局監査の結果を基に対象機関・項目を

決定し実施する。

なお、監査実施計画における「主な想定リスク(項目、着眼点等)」以外の項目についても、担当委員による聴取等を実施することがある。

(5) 監査結果等の決定

監査結果等については、担当委員として取りまとめたものを監査委員協議会に諮り、監査委員の合議により決定する。監査結果等については、必要に応じて具体的な改善の方向や提案を示す旨の「改善を求めるもの(意見)」又は早期に不適切な状態を改める旨の「是正を求めるもの」を記載する。

(6) 監査結果等の報告・公表

監査結果等を決定後、速やかに、議会、知事及び行政委員会に報告し、公表する。

(7) 監査結果等に対する措置報告

監査結果等の報告後、おおむね、「是正を求めるもの」については3か月以内、「改善を求めるもの(意見)」については1年以内に措置報告の提出を求める。

なお、提出期限内に措置が完了しない場合は、「措置報告」に代えて「状況報告」の提出を求める。

(8) 監査結果等の周知と措置の徹底

監査結果等及び措置の状況は、必要に応じて、部長会議等に報告し、全庁に周知を図る。

4 監査の対象機関及び実施時期等

(1) 財務監査及び行政監査

ア 本庁等

・監査対象機関 別表1のとおり (今後変更の可能性あり)

イ 出先機関

・対象機関 実地監査の対象機関 別表2のとおり

(今後変更の可能性あり)

書面監査の対象機関 別表2記載以外の全ての出先機関

ウ 実施時期 下表のとおり

(2) 財政的援助団体等監査

ア 対象団体 別表3のとおり (今後変更の可能性あり)

・監査実施日程及び監査結果の通知は、受検団体を所管する部局長等を経由して、当該団体の長に通知する。

イ 実施時期 下表のとおり

(3) 例月現金出納検査

・対象機関 環境農林水産部、都市整備部、大阪都市計画局及び会計局

・実施時期 毎月 (書面での検査を行う場合もある。)

- (4) 決算審査
- ・対象機関 財務部、環境農林水産部、都市整備部、大阪都市計画局及び会計局
 - ・実施時期 7月から9月まで
- (5) 基金運用審査
- ・対象機関 契約局（用品調達基金）及び会計局（小口支払基金）
 - ・実施時期 7月から9月まで
- (6) 財政健全化判断比率等審査
- ・対象機関 財務部、環境農林水産部、都市整備部、大阪都市計画局及び関係所属
 - ・実施時期 7月から9月まで
- (7) 内部統制評価報告書審査
- ・対象機関 総務部及び関係所属
 - ・実施時期 7月から9月まで
- (8) 住民監査請求等特別監査・審査
- ・請求又は要求があれば適切かつ迅速に監査・審査を行う。
- (9) 隨時監査
- 不適正な会計処理等が疑われる場合や一つの受検機関で見受けられた検出事項に関連して、他の受検機関、制度所管課等に対して対応を求める必要がある場合、その他新たに重要なリスクがあると認められる場合には、機動的に随時監査を実施する。

○財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査の実施時期

(事務局監査及び委員聴取・現地調査)

	本 庁 等	出先機関	財政的援助団体等
5月			
6月	↑・(集中ヒアリングを含む)	↑	
7月		↓	
8月	↓	↑	
9月		↑	
10月		↑	↑
11月			↓
12月			
1月		↓	↓
2月			
3月			

※ スケジュール変更等の可能性があります。

別表1 本庁等監査対象機関

監査対象機関
政策企画部
総務部（選挙管理委員会事務局を含む）
財務部
スマートシティ戦略部
府民文化部
I R推進局
福祉部
健康医療部
商工労働部（労働委員会事務局を含む）
環境農林水産部（中央卸売市場、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会を含む）
都市整備部（流域下水道事務所、収用委員会事務局を含む）
大阪都市計画局
大阪港湾局（大阪府が専ら大阪府の管理する港湾若しくは海岸のために特定の事務を管理させ、又は執行させる場合に限る）
会計局
議会事務局
教育庁
監査委員事務局
人事委員会事務局
警察本部

別表2 出先機関に係る実地監査の対象機関

部　局	実地監査対象の出先機関
政策企画部	消防学校
財務部	泉南府税事務所 南河内府税事務所
府民文化部	日本万国博覧会記念公園事務所
福祉部	障がい者自立相談支援センター 東大阪子ども家庭センター 修徳学院
健康医療部	泉佐野保健所
商工労働部	計量検定所 北大阪高等職業技術専門校
環境農林水産部	動物愛護管理センター
都市整備部	土木事務所（池田、枚方）
教育庁	府立学校 • 高等学校（桜宮、港、阪南、渋谷、大冠、摂津、西寝屋川、香里丘、いちりつ、野崎、山本、八尾翠翔、大塚、富田林、狭山、堺西、美原、高石、日根野、今宮、八尾北、堺東、成美、淀川清流、市岡、槻の木、中央、西野田工科、生野工業、港南造形、住吉） • 支援学校（堺聴覚、八尾、吹田、堺、藤井寺、中津） • 中学校（富田林）
公安委員会	警察署 (東、港、浪速、生野、平野、東淀川、高槻、吹田、枚岡、柏原、高石、関西空港、黒山)
合　計	6 4

(注) 対象機関の変更の可能性があります。

別表3 財政的援助団体等に係る実地監査の対象機関

所管部局	監査対象団体
府民文化部	万博記念公園マネジメント・パートナーズ（万博記念公園指定管理者）
健康医療部	地方独立行政法人 大阪府立病院機構
商工労働部	公益財団法人 大阪産業局
環境農林水産部	一般財団法人 大阪府みどり公社
都市整備部	大阪モノレール株式会社 北大阪急行電鉄株式会社 大阪府住宅供給公社
教育庁	公益財団法人 大阪府文化財センター AKN共同事業体（大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館・大阪府立近つ飛鳥風土記の丘指定管理者）
合 計	9

(注) 対象機関の変更の可能性があります。

担当委員

監査対象機関	担当委員				
	高橋 委員	中務 委員	鈴木 委員	川村 委員	白木 委員
政策企画部				○	○
総務部（選挙管理委員会事務局を含む）		○			○
財務部		○		○	
スマートシティ戦略部			○		○
府民文化部	○		○		
I R 推進局			○		○
福祉部	○	○			
健康医療部		○			○
商工労働部（労働委員会事務局を含む）			○		○
環境農林水産部（海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会を含む）		○			○
都市整備部（収用委員会事務局を含む）	○				○
大阪都市計画局			○		○
大阪港湾局			○		○
会計局				○	○
議会事務局				○	○
教育庁			○	○	
監査委員事務局	○				○
人事委員会事務局		○			○
公安委員会	○				○

部局が所管する出先機関、財政的援助団体等を含む

例月現金出納検査、決算審査、基金運用審査、財政健全化判断比率等審査

担当委員： 中務委員、白木委員

内部統制評価報告書審査

担当委員： 中務委員、鈴木委員

住民監査請求等特別監査・審査

担当委員： 高橋委員、川村委員

* 担当委員については、変更する可能性があります。